

大和市の介護給付費過誤申立の流れについて

1. 過誤申立とは

神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において、審査決定済み（支払済）の請求を取り下げる処理となります。

事業者は、大和市に「過誤申立書」を期日までに提出し、誤りのあった介護給付費明細書の取下げ（介護給付費の返還）を行った上で、正しい内容での請求（再請求を行います）。

○過誤申立時の注意点

（１）大和市の被保険者であること。

※ 他市町村の被保険者の場合は、各保険者に届出してください。

※ 40～64 歳の方で、医療保険未加入の方（みなし2号※ 「H番号」の方）

は、介護保険課では受給者台帳の管理を行っていないため、生活援護課に確認してください。

（２）以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。

1. 同一審査月内に提出した場合

2. 同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合

3. 既に返戻されている場合

4. 保留にされている場合

（３）請求明細書本体の請求額が全額調整されます。

（請求金額の部分調整が不可能）

※過誤申立ては、請求明細書単位で行うため、「加算のみ」「日数のみ」など一部だけの取下げはできません。

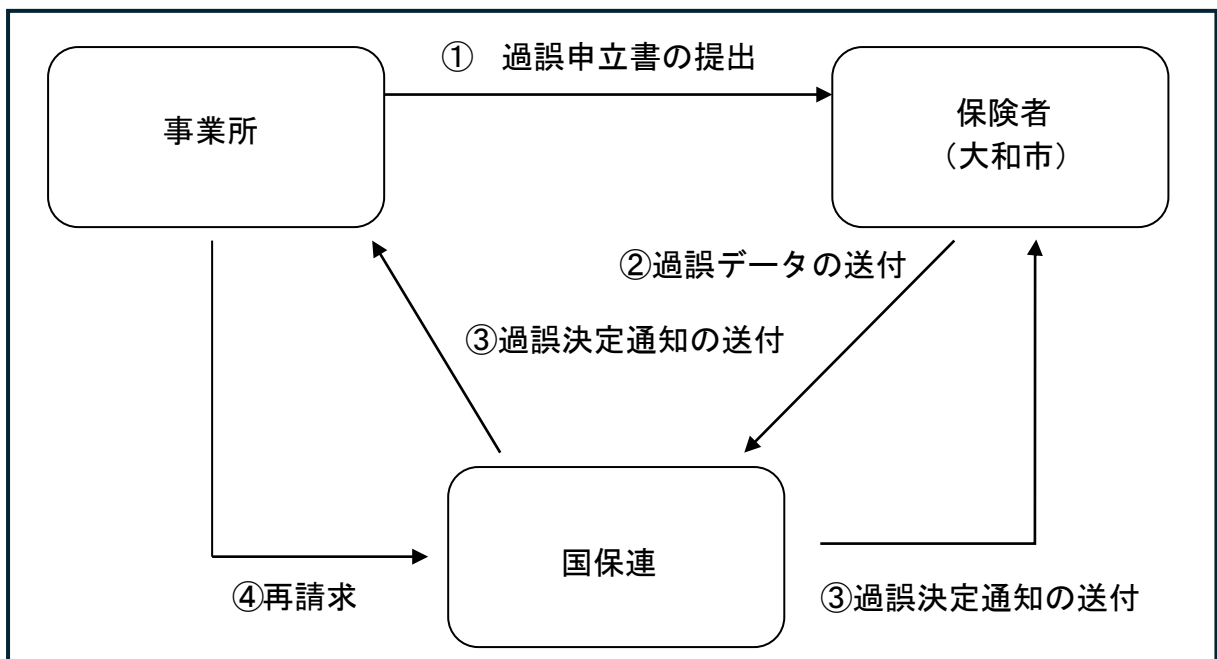
2. 過誤調整の種類

過誤調整には、「通常過誤」と「同月過誤」があります。再請求の時期によって過誤調整の方法が変わりますので、事業所の判断で行ってください。

(1) 通常過誤

- 介護給付費明細書の取下げのみを行う方法です。
- 再請求がある場合は取下げが確定した後（翌月以降）に、国保連に再請求を行います。
- 事業所への支払確定額は、『その月の介護給付審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額』になります。
- 過誤調整により相殺する額（取下げに伴う返還額）が、その月の介護給付審査決定額を上回った場合、国保連から給付費の支払いは行われません。この場合、国保連から納付書が事業所に送付されますので、期日までに支払いをすることとなります。

※通常過誤の流れ



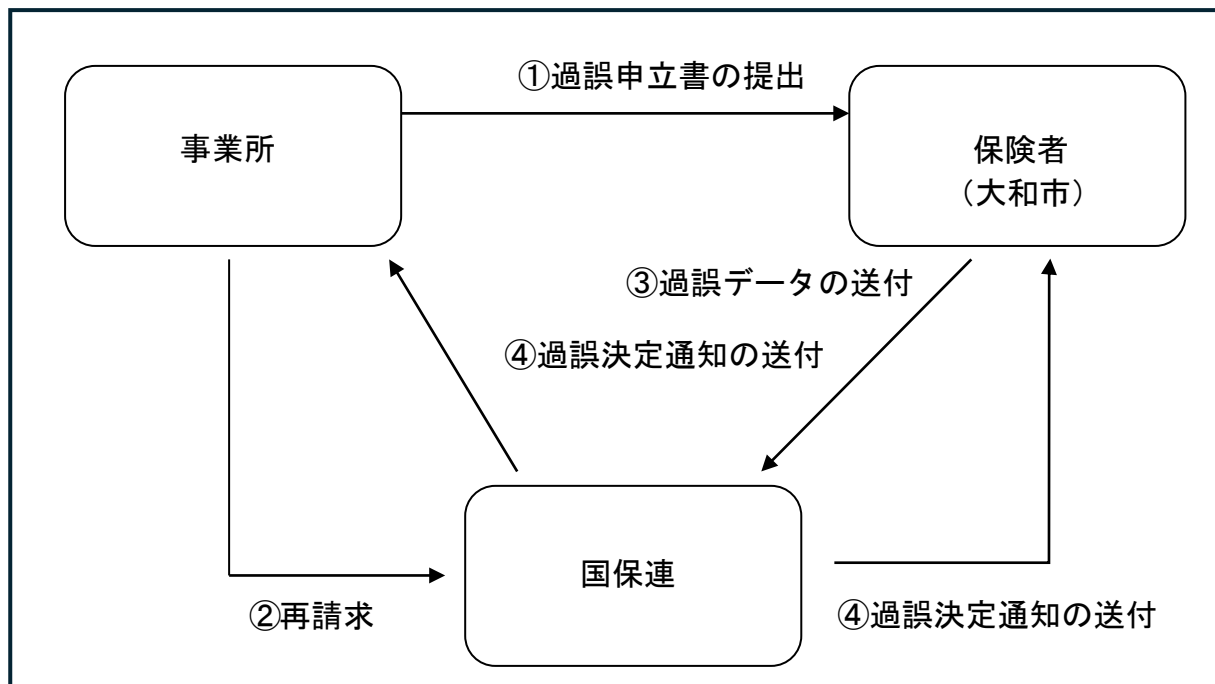
〈例〉 1月サービス分の請求明細書について、4月に過誤処理を行う場合

- ① 4月10日までに、過誤申立書を「大和市」に提出する（郵送か窓口にて必着）。
- ② 4月中旬までに、「大和市」は、「国保連」へ過誤申立データを送付する。
- ③ 4月末～5月初に、「国保連」から、過誤申立書を提出した「事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される（5月25日に支払われる金額で、通常請求分から、過誤申立に係る取下げ分が差引（相殺）されて支払われます。）
- ③ 「事業所」は、5月以降に再請求を行う。

（２）同月過誤

- 介護給付費明細書の取下げと再請求を同一の審査月で行う方法です。
- 事業所への支払確定額は、『その月の請求額（再請求分を含む）から、過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額』になります。

※同月過誤の流れ



＜例＞ 1月サービス分の請求明細書について、4月に過誤処理を行う場合

- ① 4月10日までに、過誤申立書を「大和市」に提出する（郵送か窓口にて必着）。
- ② 「事業所」は、4月10日までに「国保連」に再請求を行う。
- ③ 4月中旬までに、「大和市」は、「国保連」へ過誤申立データを送付する。
- ④ 4月末～5月初に、「国保連」から、過誤申立書を提出した「事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。

（5月25日に支払われる金額で、過誤金額が調整されます。）

※相殺後の支払額がマイナスになった（取分が支払額を上回る）場合、事業所は国保連から送付される納付書により支払いが必要となります。

3. よくある質問

番号	質問	回答
1	どのように過誤申請をすればよいのでしょうか。	大和市のホームページの介護保険関連各種申請等についてのページに介護給付費過誤申立書があります（総合事業の場合は総合事業用）。記載要領等を参照のうえ、各月の10日まで（祝祭日の場合は前日）に郵送（必着）か窓口持参にて提出してください。
2	申請書の様式番号と理由番号には何を書けばよいのか	ホームページに掲載されている介護給付費過誤申立書記載要領・コード表を参照し記入してください。 特に理由番号には、以下のいずれかを選択して記入してください。 通常過誤：02 （その他事由のみ：99） 同月過誤：12
3	申請書の記入順に指定はあるのか。	被保険者ごとに整理して申請書に記入してください。
4	過誤件数が100件以上ある。すぐに対応可能であるのか。	場合によっては分割提出等の相談をいたします。 ※手入力で処理していますので、全体の過誤件数によってはすぐに対応できない場合もあります。その場合には、何回かに分けて、時効が迫っているものから優先して提出してください。
5	同月過誤の場合には事前調整が必要か。	必要はありません。通常か同月かは事業所の都合にあわせて判断してください。
6	国保連に請求した同月に過誤申立てをすることができますか。	国保連の審査決定がされていない場合、過誤申立てはできません。
7	加算分の請求を忘れた場合、どうすればいいですか。	加算分のみを追加請求はできませんので、保険者市町村に過誤申立てを行い、当該請求明細書をいったん取下げた後に、再度正しい内容で国保連に再請求してください。
8	生活保護受給者の過誤申立書はどこに提出すればいいですか。	介護保険の被保険者の場合は、保険者市町村に提出してください。 40～64歳の方で、医療保険未加入の方（みなし2号※「H番号」の方）は、介護保険課では受給者台帳の管理を行っていないため、生活援護課（介護券を発行している福祉事務所）に確認してください。
9	生活保護受給者に係る利用者負担1割分の公費請求を行わずに審査決定・支払いが行われた場合、どのようにすればいいですか。	公費分のみを追加で請求することはできないため、保険者市町村に過誤申立てを行い、当該請求明細書をいったん取下げた後に、再度正しい内容で国保連に再請求してください。

1 0	給付管理票に誤りがあった場合、過誤調整を行う必要がありますか。	給付管理票の過誤調整はありません。 提出済みの給付管理票の訂正をする場合は、作成区分を「修正」にして国保連に提出してください。 給付管理票を取下げの場合は、作成区分を「取消」にして国保連に提出してください。
1 1	請求明細書と給付管理票の両方を誤って請求した場合、どのようにすればいいですか。	請求明細書の下下げと給付管理票の修正を同時に行うことはできません。 まず、サービス事業所が過誤申立を行い、請求明細書の下下げを行ってください。 過誤処理終了後（過誤処理月の翌月）、居宅介護支援事業所等から給付管理票の修正を国保連に提出すると同時に、サービス事業所から正しい内容の請求明細書による再請求を行ってください。
1 2	住所地特例対象者で、住所は大和市、保険者が他市町村の場合、過誤申立書はどこに提出すればいいですか。	過誤申立書は、保険者市町村に提出してください。 なお、保険者によって過誤申立の取扱いが異なりますので、手続き方法等は保険者市町村に問い合わせてください。
1 3	過誤処理が完了したことは、どのように分かりますか。	国保連から送付される「介護給付費過誤決定通知書」により確認できます。
1 4	過誤申立てができる期限（時効）は決まっていますか。	① 事業所の請求等の消滅時効 介護保険法第200条第1項の規定により、保険給付を受ける権利は2年を経過した後、時効により消滅することとされています。 サービス事業者が代理受領により介護報酬を受け取る権利についても同様に2年で消滅します。 介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年を経過した後、時効により消滅します。 ＜時効の起算日＞ サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日 ②過払いの場合の返還請求の消滅時効 過払い（不正請求を除く）の場合の返還請求は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年 ＜時効の起算日＞事業者が報酬を受け取った日（国保連から報酬が支払われた日）の翌日